明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕

○地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（**総務**九四）　一

〔規　則〕

○人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則（**人事院**一六―〇―七一）　一

〔告　示〕

○電子記録債権法第七十二条第一項の規定に基づく届出により、本店の所在地を変更した件（**金融庁・法務**五）　二

○東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（**復興庁**四）　二

○日本国に帰化を許可する件（**法務**一八四）　三

○保安林の指定をする件（**農林水産**一五五四、一五五五）　三

○保安林の指定を解除する件（**同**一五五六～一五六四）　三

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一五六五～一五六九）　四

○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**一二六一～一二六三）　四

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**一二六四）　四

○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件（**防衛**二一一）　五

○道路に関する件（**中部地方整備局**一二二）　七

○都市計画に関する件（**四国地方整備局**六四）　七

○道路に関する件（**九州地方整備局**一二六）　八

○最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の補欠者を決定した件（**最高裁**二）　八

○最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の補欠者を決定した件（**同**三）　八

〔人事異動〕

内閣　警察庁　法務省　公告　八

〔公　告〕

諸事項　三〇

**官庁**

広域漁業調整委員会会長公示関係

**裁判所**

相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係

**会社その他**

## 省令

**○総務省令第九十四号**

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第四十八条の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月十五日

総務大臣　武田　良太

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| **別表第一**（第一条の二関係）<br>［一～七　略］<br>八　相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、脳梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病<br>［九・十　略］ | **別表第一**（第一条の二関係）<br>［一～七　同上］<br>八　相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゆう破裂（解離性大動脈りゆうを含む。）、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病<br>［九・十　同上］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

## 規則

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年九月十五日

人事院総裁　川本　裕子

**人事院規則一六―〇―七一**

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。